

東京 23 区に5年以上在住もしくは通勤された後、  
石川県内へUターンし、テレワーク等される方へ

世帯 100 万円、単身 60 万円

# 移住支援金を支給します！

## 対象要件

次の①に加え、②又は③に該当する方が対象となります。

### ① 移住に関する要件【全てに該当】

- 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は通勤されていた方
- 住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は通勤されていた方  
※ 東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職された方については、通学期間も上記期間に含むことができます。

### ② テレワークに関する要件【全てに該当】

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- 内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

※ 県内全19市町で本制度が設置されております。

### ③ 関係人口に関する要件

- 移住希望先の地域や地域の人々と関わりを有する者(関係人口)のうち、移住先の市町が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認める(市町が定める関係人口の対象範囲に合致する)者であること。

※ 制度設置市町は以下のとおりであり、本制度を設けていない市町もあります。

[金沢市、小松市、珠洲市、加賀市、白山市、能美市、川北町、能登町]

※ 市町が定める関係人口の対象範囲は、「関係人口の市町別対象範囲について」をご覧ください。

※ 詳しくは、石川県商工労働部労働企画課 HP でご案内しています。

[<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/ilac/izyushienkin.html>]

(2021.6改訂版)

お問い合わせ先【申請窓口】は裏面に記載

## 移住支援金のお問い合わせ先【申請窓口】 一覧表

### ● 対象要件、申請手続き等（テレワーク、関係人口）に関するお問い合わせ先

担当窓口	住 所	電話番号
金沢市経済局労働政策課	金沢市広坂1丁目1番1号	076-220-2199
七尾市産業部振興課	七尾市袖ヶ江町イ部25番地	0767-53-8565
小松市産業未来部商工労働課	小松市小馬出町91番地	0761-24-8074
輪島市企画振興部企画課	輪島市二ツ屋町2字29番地	0768-23-1113
珠洲市企画財政課	珠洲市上戸町北方1-6-2	0768-82-7726
加賀市産業振興部商工振興課	加賀市大聖寺南町ニ41番地	0761-72-7940
羽咋市産業建設部商工観光課	羽咋市旭町ア200	0767-22-1118
かほく市総務部企画振興課	かほく市宇野気ニ81番地	076-283-1112
白山市産業部商工課	白山市倉光2丁目1番地	076-274-9542
能美市地域振興課	能美市来丸町1110番地	0761-58-2212
野々市市企画振興部産業振興課	野々市市三納1丁目1番地	076-227-6082
川北町総務課	能美郡川北町字壱ツ屋174番地	076-277-1111
津幡町総務部企画課	河北郡津幡町字加賀爪ニ3番地	076-288-2158
内灘町都市整備部企画課	内灘町字大学1丁目2番地1	076-286-6727
志賀町企画財政課ふるさと創生室	志賀町末吉千古1-1	0767-32-9301
宝達志水町企画振興課	羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地1	0767-29-8250
中能登町企画課	中能登町末坂9部46番地	0767-74-2806
穴水町観光交流課	鳳珠郡穴水町字川島ウ174番地	0768-52-3671
能登町ふるさと振興課地域戦略推進室	能登町字宇出津ト字50番地1	0768-62-8527

※申請に当たっては、要件を満たすかどうかを含めて、必ず事前にご相談ください。

### ● いしかわ移住支援事業（テレワーク、関係人口）に関するお問い合わせ先

担当窓口	住 所	電話番号
石川県企画振興部地域振興課 移住推進グループ	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1312